平成２９年（フ）第３２４号
千葉県八街市文違301番地1545ハイムタウンエイト201、前住所千葉県八街市朝日496番地５
債務者　斉藤　　勝
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　守田　和正
４　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月21日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５８５号
千葉県野田市なみき１丁目11番地13
債務者　李昌雲こと　岩村　　昌
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芦部勇一郎
４　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月26日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９１号
千葉県松戸市金ケ作52番地の32　ＬＩＢＬＩＳＳ八柱103号
債務者　高橋　育子
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神谷　敦宏
４　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年２月26日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８７号
新潟市中央区神道寺南１丁目３番５号
債務者　高井　章夫
１　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平石　直樹
４　破産債権の届出期間　平成29年12月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区菜園場２丁目４番７号（103）
債務者　城元　綾二（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２９号
福岡県中間市中鶴２丁目14番56号
債務者　田端　義勝
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４３０号
福岡県中間市中鶴２丁目14番56号
債務者　田端久美子
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５９０号
北九州市小倉北区中津口２丁目３番46―102号
債務者　中野　敏治
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１３号
北九州市小倉南区葉山町２丁目２番７号
債務者　諫山　幸一
１　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８１号
北海道北見市春光町４丁目１番13号
債務者　池田　昭義
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
福岡県飯塚市小正283番地22
債務者　岩野奈々香
１　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３６７号
新潟市東区有楽１丁目14番地18、前住所新潟市東区太平３丁目20番地10
債務者　津野　正司
１　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６０号
宮城県石巻市開北２丁目３番19号、前住所宮城県石巻市開北２丁目１番28号
債務者　佐野　元敏
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１４７９号
名古屋市西区大野木２丁目146番地の１　サンハイツ大野木101号、従前の住所名古屋市西区花原町75番地　花原マンション403号
債務者　吉岡　貞三
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５５１号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字肥後原１番地の203、従前の住所名古屋市中川区牛立町３丁目72番地
債務者　遠藤　清孝
１　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部